

生活 パイロット

「以前注文があった健康食品を送る」と電

注文した覚えのない商品



話がかかり、注文した業者から電話があっ覚えのない商品の購入。業者は「3万円の入を強引に迫られる商品を注文している」という相談がアイネと言いつ、「申し込んだスに数多く寄せられて覚えはないと言いつ、「以前注文があった健康食品を送る」と電では？」と不安にさせを忘れたのか」と脅す

る悪質なような口調になり、怖
手口でくなくて仕方なく承諾
す。注意してしまった。代金引
しよ 換で届いたため商品
う。を受け取ったが、よく
【事例】 考えると申し込んだ
「注文の覚えはないため返品し
健康食品 たい。どついたらよい
ができた
ので送り
ます」と ▼アドバイス
▼注文した覚えがな

届いても受領拒否して

ければキツパリと断り 相談窓口にご相談しまし
ましよう。「注文した よう。業者と交渉し、
覚えはない」と断って 解約できることもあり
も、「注文の電話を録 ます。
音してある」「支払わ ▼業者から脅され、
なければ裁判する」な 恐怖を感じるような場
どと言いつ、代金引換で 合は、警察に連絡しま
送り付ける手口が多く しょう。
見られます。 ▼不安に思ったり、
▼一度購入すると継 トラブルが生じたとき
続して被害に遭うこと は、住まいの市町村の
も多く、注意が必要で 消費生活相談窓口やア
す。 イネス(県消費生活セ
▼代金引換で商品が ンター)に相談くださ
送られてきたら、送り い。
主の住所、氏名、連絡 (県消費生活・男女
先を控えてから受け取 共同参画プラザ)アイ
りを拒否しましょう。 ネス、☎097・53
万一購入しても、注文 4・0999 消費生
した覚えがなく納得で 活相談電話)